

休会についての規約

<休会理由>

第1条：当会の正会員は、以下の理由により休会することができる。

- (1) 留学
- (2) 長期の病気療養
- (3) 妊娠・出産・育児・介護
- (4) その他、理事会で承認された理由

<期間>

第2条：休会期間は1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度1月1日から申請された年度の12月31日までとする。休会期間は2年までとする。

<条件>

第3条：休会は、次の各号の条件を満たすことが必要である。

- (1) 理事会が定める休会届（別紙）に必要事項を記入し、休会しようとする前年度の11月30日までに日本自律神経学会事務局に提出すること。
- (2) 休会理由の根拠となる第三者の証明書（様式は問わない）を前号の届けに添付すること。
- (3) 休会しようとする前年度までの会費が完納されていること。
- (4) 休会をしようとする前年度の理事会で承認を得ていること。

<義務の免除>

第4条：休会する会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

<権利の停止>

第5条：休会する会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 日本自律神経学会理事会、日本自律神経学会評議員会、日本自律神経学会総会、における議決権
- (2) 評議員選挙及び役員候補者選挙権及び被選挙権
- (3) 日本自律神経誌受取
- (4) 日本自律神経学会学会賞の推薦

<会員履歴の取扱い>

第6条：休会期間は、会員及び評議員としての在籍年数に算入されない。

<復会>

第7条：休会会員は、休会もしくは退会手続きを行わない限り、当初予定されていた年度は自動的に復会する。復会時には復会届（別紙）を日本自律神経学会事務局に提出する。

第8条：年度途中から復会の希望する会員は、復会届を日本自律神経学会事務局に提出の上、当年度の会費を納めることをもって復会することが出来る。

ただし、第5条の権利の回復は、復会手続きが完了した翌日から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

<休会延長>

第9条：休会は、次の各号の条件を満たせば、当初予定された休会期間を延長することができる。

- (1) 理事会が定める休会延長願（別紙）に必要事項を記入し、休会延長しようとする前年度の11月30日までに日本自律神経学会事務局に提出すること。
- (2) 休会延長の根拠となる第3者の証明書（様式は問わない）を前号の届けに添付すること。
- (3) 休会をしようとする前年度の理事会で承認を得ていること。

第10条：休会期間の合計が5年間を超える場合は、延長は認められない。

<規定の変更>

第11条：この規定は、理事会の議を経て、総会の決議によって変更することができる。

<附則>

第12条：この規定は2024年11月1日より施行する。